

ウォーターPPP導入可能性調査業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1.1 業務目的

本業務は本市下水道事業におけるウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））導入に向け、本市下水道事業の特性に応じたスキームの立案、事業費の算定、導入スケジュールの整理、市場調査の実施等、官民連携手法の導入可能性を調査することを目的とする。なお、令和6年度より本市は、国土交通省のモデル都市となり、本市の課題整理、スキーム検討、効果分析等実施し、導入検討に向けた準備の支援を受けている（以下、令和6年度モデル都市支援）。

1.2 適用範囲

本特記仕様書は、土木設計業務等共通仕様書を補足し、本業務の実施に関する明細又は特別な事項を定めるものとする。

1.3 業務概要

- 1) 業務名 ウォーターPPP導入可能性調査業務委託
- 2) 委託期間 契約締結日翌日から令和8年3月31日まで
- 3) 業務場所 和歌山市三葛510番地の1外
- 4) 業務対象事業 和歌山市公共下水道事業
- 5) 業務対象施設

(1)名称		中央終末処理場	和歌川終末処理場	北部終末処理場
(2)位置		三葛510番地の1	塩屋5丁目3番地の41	本脇653番地の2
(3)下水排除方式		合流式、分流式	合流式	分流式
(4)処理方式	水処理	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法+砂ろ過+オゾン処理法	標準活性汚泥法
	汚泥処理	濃縮→脱水→焼却→搬出	濃縮→脱水→焼却→搬出	濃縮→脱水→搬出
(5)現有水処理能力（日最大）		80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	23,400m ³ /日
(6)供用開始年月		1987.11	1971.10	2001.4
(7)汚水ポンプ場		9箇所	2箇所	0箇所
(8)雨水ポンプ場		10箇所	0箇所	7箇所
(9)管渠延長		約571Km	約105Km	約192km

1.4 管理技術者、担当技術者、照査技術者

- 1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 管理技術者
 - ・管理技術者は、下水道事業における「官民連携事業導入可能性調査に関する業務」の経験を有する者であること。
 - ・管理技術者は、技術士資格（総合技術監理部門（上下水道部門—下水道）または上下水道部門（下水道））を有すること。

- ・管理技術者は、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
 - ・管理技術者は、打合せ協議に出席するものとする。また発注者が庁内会議への参加や関係者へのヒアリング等に出席を求めた場合は協力するものとする。
- 3) 照査技術者
- ・受注者は、遺漏なき審査を実施するため、照査技術者を配置しなければならない。
 - ・照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることができない。
- 4) 管理技術者は担当技術者を兼ねることができる。

1.5 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- 1) 本市企業局が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の業務（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当介入（不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）、協力金の要求及び妨害をいう。以下同じ。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、企業局へ報告、所轄の警察に通報及び捜査上必要な協力（以下「通報等」という。）を行うこと。
- 2) 1) により所轄の警察に通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載し書面により発注者に報告すること。
- 3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- 4) 1) 及び2) の措置を怠ったときは、指名停止を行うことがある。

1.6 各会計年度の支払限度額について

- 1) 本業務の会計年度の支払限度額の配分は次のとおりとする。なお、会計年度の支払限度額の配分は、予算執行の状況、落札率等により変更する場合がある。

年 度	支払限度額
令和6年度	5,000,000円
令和7年度	請負金額-5,000,000円

1.7 その他

- 1) 打合せについては、発注者と協議の上、オンライン会議の活用を可能とする。なおオンライン会議にあたっては、本市が使用できるツールを使用することとする。
- 2) 受注者は、発注者の庁内検討が必要となった場合には資料作成に協力するものとする。

第2章 業務内容

2.1 計画準備

本業務の作業手順を明確化し、適正な業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。

2.2 官民連携事業スキームの詳細検討

1) 令和6年度モデル都市支援検討結果の把握

発注者が提供する令和6年度モデル都市支援の検討結果を把握し、抽出された課題等の重要度を整理する。また、ウォーターPPP（レベル3.5）の導入に向けたスキーム上の論点を分析する。

2) 業務範囲・施設範囲の検討

令和6年度モデル都市支援の検討結果をもとに、官民連携において民間事業者等に委託する業務範囲及び施設範囲を検討する。なお、対象施設や業務範囲の設定等を検討する際には、客観的な情報に基づく説明ができるよう検討を行うこととする。

なお、客観的な情報に基づく説明ができるよう検討を行うにあたり、「2.3 民間企業の意向調査」において、民間事業者側で、本市ウォーターPPPの業務量を把握し、本市の現状の業務量について本市が提供する資料に基づき、整理を行うこと。（管路の場合は苦情件数、事故件数、今後の点検調査業務量等、処理場ポンプ場の場合は、維持管理業務仕様や修繕件数など）

3) レベル3.5に関する事業スキームの検討

官民連携を受託する民間事業者等に求める組織体制や想定されるリスク分担など、ウォーターPPP（レベル3.5）において必要な事業スキームの検討を行う。

2.3 民間企業の意向調査

ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5））の官民連携事業スキームについて、実施の受け皿となる民間事業者を抽出し、事業スキームの妥当性・実現性を検証するものとし、意向調査を踏まえた実現性のあるスキームを作成するものとする。

2.4 官民連携事業の実現に向けた総合的評価

検討した事業手法において、コスト比較検討（VFM算定シミュレーション）、事業スケジュール検討、民間企業の意向調査結果を踏まえ、各事業手法についてメリット及びデメリットを整理し、官民連携事業の実現に向け、定量的、定性的な総合評価を行うこと。なお、ウォーターPPPの管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）を見据え、業務範囲には管路施設を含むこととし、事業期間は10年間を原則とし、VFMを検討する際には、従来の発注方式とPPP/PFI手法にて発注された場合を比較し、VFMの観点から事業の効率性を確認する。

2.5 報告書とりまとめ

本業務の調査及び検討内容を報告書として作成すること。報告書は、本業務での検討プロセス（根拠資料等含む）及び検討結果、本業務に関する課題等をわかりやすく整理すること。また、庁内検討用に、報告書概要版を作成すること。

2.6 打合せ協議

受注者は、本業務に必要な状況把握や各部門の担当者会議のため、適宜打合せ協議を実施するものとする。なお実施回数は、初回協議時、中間打合わせ時、報告書提出時の計5回を基本とする。

第3章 成果品

1) 報告書	A4 判	5部
2) 報告書概要版	A4 判	5部
3) 議事録		一式
4) 上記電子データ	CD-R	一式
5) その他発注者が指示するもの		一式